



2020年5月13日

各 位

会社名：株式会社ツクイ
代表者：代表取締役社長 高橋 靖宏
(コード番号：2398 東証第一部)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2020年5月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を2020年6月23日開催予定の第52期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式を割り当て、当社株式を保有させることで当社の株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的な株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、本制度を導入するものです。

2. 本制度の概要

(1) 取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行または処分を受けるものです。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2016年6月28日開催の第48期定時株主総会において、年額220百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、また、当該報酬枠とは別枠で、業務執行取締役に対するパフォーマンス・シェアに係る報酬として、2018年6月26日開催の第50期定時株主総会において、年額20百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、これらとは別枠で譲渡制限付株式の交付を目的として年額50百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の範囲で支給することをお願いする予定であります。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

また、本制度により発行または処分される当社普通株式の総数は、年20万株以内（うち社外

取締役分は年 4 万株以内。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割り当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(2) 譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行または処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

- ① 対象取締役は一定期間、割り当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

対象取締役が割り当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

当社は、本日開示しました「持株会社体制への移行に伴う分割準備会社の設立、吸収分割契約締結および定款の一部変更（商号および目的の変更）に関するお知らせ」のとおり、2020 年 10 月 1 日をもって持株会社体制へ移行する予定です。持株会社体制移行後に上記譲渡制限付株式を当社取締役会決議により発行する予定であり、当社子会社の取締役に対しても上記と同内容の譲渡制限付株式を発行する予定であります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社ツクイ コーポレートコミュニケーション部

TEL045-842-4193